



産業

商工業..... 158
農業..... 160

商工業

中小企業資金融資制度について

中小企業の振興を図るため、運転資金や設備資金などの事業資金の融資制度を行っています。お気軽にご相談ください。

利用できる人

- 市内に住所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人であること
- 原則6ヶ月以上同一事業を営んでいること（ただし、一部制度において特定創業支援事業の修了認定を受けた者については、この限りではない。）
- 既に納期を経過した分の市税を完納していること
- 中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者であって、信用保証協会の保証対象業種であること
- 保証協会が代位弁済中（連帯保証人の場合も含む）もしくは金融機関の取引停止処分中でないこと

地域経済課 中小企業支援担当 本館8F



089-948-6783 FAX 089-934-1844

申請書の提出先 地域経済課



地域経済課 中小企業支援担当 本館8F
電話 089-948-6783 FAX 089-934-1844

松山しごと創造センターについて

松山しごと創造センターでは、中小企業診断士やスタッフ等が創業予定者、経営者の方に、支援制度や課題解決策をワンストップで提供しています。

月～金曜日 9時～19時

土曜日10時～18時（※新型コロナウイルス感染症等の影響で変更になる可能性があります。）

日曜日、祝日、年末年始ほか

サービス内容

- 創業・経営についての相談受付
- 創業予定者・経営者の方向けのセミナー等の実施
- 支援制度の情報提供（フリースペース）

松山市湊町四丁目8-13



089-948-8035 FAX 089-948-8036

E-mail top@mirajob.jp

HP https://www.mirajob.jp

創業者支援利子補助金について

補助対象融資 平成26年4月1日～令和6年3月31日の間に実行された日本政策金融公庫の創業に係る資金の融資

補助対象者

新たに市内で事業を開始する事業者のうち、次の要件を全て満たすもの

- 市内に住所を有する個人事業主、または本店を有する法人
- 創業後6ヶ月以内に融資を受けていること、または融資後6ヶ月以内に事業を開始していること
- 市税を滞納していないこと
- 利子補助金交付時まで事業を継続していること

補助対象期間 利子の支払開始後2年間

利子補助率 年1.0%以内（1円未満切捨て）

申請手続き 每年1月～2月末に、前年（1月～12月分）に支払った利子分の申請書を提出後、書類の確認ができ次第利子補助金を交付。

設備投資利子補助金について

補助対象融資 平成30年4月1日～令和6年3月31日の間に実行された松山市設備近代化資金融資制度を利用した融資

補助対象者

次の要件を全て満たすもの

- 市内に住所を有する個人事業主、または本店を有する法人
- 市税を滞納していないこと
- 利子補助金交付時まで事業を継続していること

補助対象期間 利子の支払開始後3年間

利子補助率 ●H30.4.1～R3.3.31の融資実行分

…年1.0%以内（1円未満切捨て）

●R3.4.1～R6.3.31の融資実行分

…年0.5%以内（1円未満切捨て）

申請手続き 每年1月～2月末に、前年（1月～12月分）に支払った利子分の申請書を提出後、書類の確認ができ次第利子補助金を交付。



申請書の提出先 地域経済課

地域経済課 中小企業支援担当 本館8F
電話 089-948-6783 FAX 089-934-1844

勤労者のための福利厚生事業について

中小企業が、単独では実施し難い従業員の福利厚生事業に共同で取り組み、勤労者が生涯にわたり、豊かで充実した生活を送ることができるようお手伝いをしていく会費制の互助制度です。

加入できる人

事業所単位で加入

- 市内の中小企業（資本の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時雇用する従業員の数が300人以下）で働く従業員と事業主の人
- 市内に住み、市外の中小企業に勤務する人

¥ 入会金 会員1人につき500円（入会時のみ）

¥ 会費 会員1人につき700円（月額）

事業内容

1. 慶弔共済金給付事業

会員とその家族に、お祝いごとやご不幸があった場合に、慶弔共済金を支給。

2. 健康の維持増進事業

健康診断の本人負担額に対する助成。インフルエンザの予防接種に対する助成。温泉割引券の発行。

3. 自己啓発・余暇活動事業

宿泊を伴う旅行やレクリエーションに対する助成。映画割引券の発行。

4. その他

（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）に加盟のため、全国各地のホテル、レジャー施設などの割引が可能。会報紙やガイドブックの発行。

地域経済課 勤労者福祉サービスセンター担当 本館8F
電話 089-948-6399 FAX 089-934-1844

企業立地について

市内に事業所を新設、増設、移設する企業に対して、奨励金を交付します。

対象業種

製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業（温泉等地域資源を活かした観光ホテル及び温泉旅館に限る）、学術研究、建設業（本社等に限る）、金融業・保険業（本社等に限る）、娯楽業（遊園地に限る）、農業（植物工場に限る）

対象区分

- 投下固定資産総額が1億円以上かつ新規雇用者または転勤者の数が5人以上の企業（ただし、中小企業の場合は投下固定資産総額が3千万円以上かつ新規雇用者または転勤者の数が2人以上の企業）

●新規雇用者または転勤者の数が5人以上であり、立地の用に供する土地または建物を賃借する企業

●投下固定資産総額が3億円以上の企業（ただし、中小企業の場合は9千万円以上の企業）

申請方法

事前相談制のため詳しくはお問い合わせください。

地域経済課 企業立地担当 本館8F
電話 089-948-6549 FAX 089-934-1844

人材育成事業補助金について

市内の中小企業者または中小企業団体が、従業員の資質向上に必要な国家資格、公的資格等の取得のための研修費等に対し、一定の補助を行うもので、より良い人材育成を支援する制度です。

対象

市内に事業所がある中小企業者または中小企業団体

交付申請先

地域経済課

対象となる研修

資格については合格（取得）したもののみが対象となります。

法人が実施する研修等で修了証等の発行・資格取得までが、2年度にわからいるものを対象とします。市内の事業所で働く従業員が受講するものに限ります。

交付内容

補助対象経費の2分の1以内です。ただし、1事業者につき1年度に合計で20万円（個人事業主は15万円）までの補助金の交付を受けられます。1回の申請につき、交付額5万円を上限とします。

交付時期

研修が始まる14日前までに申請を行ってください。

研修終了後、資格等の取得のち審査を経て補助金が交付されます。

地域経済課 中小企業支援担当 本館8F
電話 089-948-6783 FAX 089-934-1844

テレワーク在宅就労促進事業について

制度趣旨

就労対象者の要件※1を満たす者を、テレワーク（情報通信技術（IT）を利用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）による在宅就労者として雇用等した指定事業所※2に対し『就労奨励金』を交付し、就労機会の創出及び拡大につなげます。また、その指定事業所※2にテレワークによる在宅業務を発注した全国の事業所に対し『発注奨励金』を交付し、テレワーク市場の拡大を目指します。

● 制度内容

| | 就労奨励金 | 発注奨励金 |
|--------------------|---|--|
| 支給内容 | 指定事業所※2が就労対象者をテレワークによる在宅就労者として雇用、または個人請負契約をした場合に最大5年間支給 | テレワークによる在宅業務を、指定事業所※2に対して発注し、その対価を支払った場合に、その発注額（5万円以上）の1割を支給 |
| 支給対象者 | 指定事業所 | 全国の事業所 |
| 支援額 | ◎常用雇用者の場合は5年間で計45万円 ◎常用雇用者以外（パート・アルバイト等）、個人請負契約の場合は、5年間で計22.5万円 | 発注額×10% ◎1年度につき、何回でも申請することが可能 ◎1年度につき1事業所あたり、500万円を上限とする |
| ※1 就労対象者の要件について | 次の①～⑥に該当し、かつ松山市民であること ①ひとり親家庭の親で20歳未満の子と同居し生計を一にしている人 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ③60歳以上の人 ④要介護者と同居し、当該要介護者を介護している人 ⑤小学生以下の子と同居し、生計を一にしている人 ⑥特定医療費（指定難病）受給証をお持ちの人 | |

※2 「指定事業所」とは、在宅就労者を雇用する全国の事業所、または在宅就労者と個人請負契約する市内の事業所で、下記の要件を満たす事業所のことです。
 ①直近の市区町村民税等を滞納していない事業所。
 ②在宅就労業務形態を導入している事業所。



地域経済課 産業創出・商業振興担当 本館8F
 ☎ 089-948-6548 FAX 089-934-1844

商店街空洞化対策事業補助金について

商店街振興組合等が、商店街の空き店舗を活用して行う商店街活性化事業（社会福祉法人、特定非営利活動法人等と共に実施するものを含む。）に対し補助金を交付します。

● 交付内容

- 補助対象経費の2分の1以内の金額
- 改装工事費 150万円以内
- 運営管理費 200万円以内
- ※詳しくはお問い合わせください。



地域経済課 産業創出・商業振興担当 本館8F
 ☎ 089-948-6548 FAX 089-934-1844

関連情報コーナー

- 緑化の奨励金制度…………… 98ページ
- 松山市シルバー人材センターは… 139ページ

農業

農地の転用は？

農地を農地以外の用途に転用しようとするときは、転用工事に着手する前にあらかじめ農地法第4条または第5条の規定による知事の許可を受けた後でなければ転用できません。ただし、都市計画法に基づく市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出れば許可を受けなくてもよいことになっています。



農業委員会事務局 農地調整・農地転用担当 本館8F
 ☎ 089-948-6629・6630

農地の貸し借り・売買は？

耕作目的での農地の貸し借り・売買には農業委員会や農水振興課での手続きが必要です。この手続きを行わない農地の貸し借り・売買は法律上無効になります。

正式な貸し借り・売買を行う際は、下記の法律等に基づく制度があります。

- 農地法による手続き
 - 農業経営基盤強化促進法による手続き
 - 農地中間管理事業による手続き（※貸し借りのみ）
- 制度毎に要件等がありますので、あらかじめご相談ください。

農水振興課 担い手育成担当 本館8F



☎ 089-948-6566

農業委員会事務局 本館8F

☎ 089-948-6629・6630・6631

認定農業者とは？

認定農業者になると、低金利の制度資金や農業者年金の保険料補助など各種の補助を受けることができます。

● 申請方法

認定申請書の作成支援窓口をご案内しますので、あらかじめご相談ください。



農水振興課 担い手育成担当 本館8F
 ☎ 089-948-6566

農業者年金などに関する相談は

農業委員会事務局 農政担当 本館8F

☎ 089-948-6631 FAX 089-934-1808

農業者年金、農地の相続税・贈与税の納税猶予制度などについて相談を行っています。



お問い合わせ



対象



定休日など
手続き・受付時間、



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

農

業

産業



農業指導センター

北梅本町甲1314

TEL 089-976-1199 FAX 089-970-3915

業務概要

野菜、花き、果樹などの試験研究や、市内農業者を対象とした農作物の現地栽培指導や就農希望者を対象に研修を行っています。

(市民農園) 農業を通じて、自然とのふれあいや、農業の理解を深めてもらうことを目的に、開設しています。

- 場 所 農業指導センター隣接地
- 区画数 93区画
- 面 積 1区画約20m²
- 利用料 23カ月間で 2 万円

●休所日

土・日曜日、祝日等、12月29日～1月3日。

